

個人住民税(個人市民税と個人県民税を合わせたもの)改正のお知らせ

1 公的年金からの特別徴収が導入されます(平成21年10月支給分から実施)

老齢基礎年金等(公的年金等)の支払いを受けている方の個人住民税が公的年金から天引きされます。このしくみを公的年金からの特別徴収制度といいます。

現在、納付書でお支払いいただいている個人住民税が、平成21年10月以降に支払われる公的年金から差し引かれることとなります。

(1) 対象となる方

前年中に公的年金等の支払いを受けた65歳以上の方(特別徴収する年度の初日に老齢基礎年金等を受けている方)が対象となります。

- ① 老齢基礎年金等の額が年額18万円以上である場合
- ② 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超えない方

(2) 天引き(特別徴収)の対象となる税額

公的年金等に係る所得を基に計算した所得割額および均等割額

(3) 天引き(特別徴収)の方法

平成21年10月支給分から実施されますが、実施後初めての天引きと、2年目以降とで徴収方法が異なります。

①新たに天引きの対象となった方の徴収方法

天引きを開始する年度においては、次のようになります。

徴収方法	自分で納付(普通徴収)		年金からの天引き(特別徴収)		
	【前半】		【後半】		
時 期	1期納期限(6月30日)	2期納期限(8月31日)			
年金支給月(※1・2)	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年税額の2分の1		年税額の2分の1(年税額から【前半】の額を差し引いた額)		
	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

※1:6月・8月支給分の年金から、年税額の「4分の1」をそれぞれ自分で納付(普通徴収)します。

※2:10月・12月・2月支給分の年金から、年税額の「6分の1」がそれぞれ天引き(特別徴収)されます。

②前年度天引き(特別徴収)されていた方の徴収方法

徴収方法	年金からの天引き(特別徴収)					
	前 半(仮徴収)			後 半(本徴収)		
時 期						
年金支給月(※3・4)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度後半(上記①の【後半】)の額			年税額から前半(仮徴収)の額を差し引いた額		
	前年度後半の額の3分の1	前年度後半の額の3分の1	前年度後半の額の3分の1	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1

※3:4月・6月・8月支給分の年金から、前年度後半(上記①の【後半】)の「3分の1」がそれぞれ天引き(特別徴収)されます。

※4:10月・12月・2月支給分の年金から、年税額から前半(仮徴収)の額を差し引いた額の「3分の1」がそれぞれ天引き(特別徴収)されます。

所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった場合の個人住民税からの控除について

税源移譲の実施に伴い、平成19年分以降の所得税(国税)が減少したことにより所得税から控除できる住宅借入金等特別控除額が減る場合があります。平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

この控除は、平成20年以降、適用を受ける方が市へ申告書を提出することによって適用されますので、毎年申告書の提出が必要です(平成21年は3月16日(月)までに、市へ「市町村民税・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出)。

給与収入のある方で勤務先からの「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額〇〇〇〇円」の記載がある場合は、住民税の控除を受けられる場合がありますので、詳しくは税務課市民税係までお尋ねください。

2 金融証券税制が変わります（平成22年度以降から適用）

(1) 上場株式等に係る配当所得および譲渡所得の軽減税率の廃止

上場株式等に係る配当所得・譲渡所得に対する軽減税率10%（住民税3%・所得税7%）の適用が平成20年12月31日をもって廃止され、平成21年1月1日以後は20%（住民税5%・所得税15%）の税率となりました。

なお、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間（経過期間）は、上場株式等に係る配当所得のうち100万円以下の部分、上場株式等に係る譲渡所得のうち500万円以下の部分について、それぞれ軽減税率10%（住民税3%・所得税7%）が適用されます。

(2) 上場株式等に係る損益通算の特例の創設

平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税が選択できるようになりました。申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが上場株式等に係る譲渡損失との間で損益通算を行うことが可能となりました。

以上、金融証券税制の改正ポイントをまとめると次のようになります。

上場株式等に係る	課税方式		源泉徴収税率
	配当所得	譲渡所得	
選択可能	【総合課税（配当控除あり）】 15%～50%（住民税10%・所得税5%～40%）		（平成21・22年の特例措置） 10%（住民税3%・所得税7%） ※年間の配当額（1銘柄の年間支払金額が1万円以下のものを除く）が100万円超の者は確定申告が必要（住民税についても申告したものとみなされる）
	【申告分離課税（配当控除なし）】 （平成21・22年分（所得税）平成22・23年度分（住民税）の特例措置） ・100万円以下の部分×10%（住民税3%・所得税7%） ・100万円超の部分×20%（住民税5%・所得税15%）		
		【申告分離課税】 （平成21・22年分（所得税）平成22・23年度分（住民税）の特例措置） ・500万円以下の部分×10%（住民税3%・所得税7%） ・500万円超の部分×20%（住民税5%・所得税15%）	（平成21・22年の特例措置） 10%（住民税3%・所得税7%） ※譲渡所得が年間500万円超の者は確定申告が必要（住民税についても申告したものとみなされる）

3 寄附金の控除制度が変わります

(1) 寄附金控除の計算方法が変わります

寄附金について、住民税の控除対象となる下限額が100,000円から5,000円に引き下げられます。寄附した金額から5,000円を引いた額の10%が、住民税から基本控除として控除されます。

改正前

（平成20年度以前：平成19年末までの寄附）

〔寄附した金額
（限度額：総所得金額等の25%）－10万円〕
を総所得金額から控除【所得控除】

改正後

（平成21年度以降：平成20年1月1日以後に行われた寄附からの適用）

〔寄附した金額（限度額：総所得金額等の30%）－5千円〕
上記の10%（市民税6%・県民税4%）を税額から控除
【税額控除・基本控除額】

(2) 市や県などへの寄附（ふるさと納税）に関する特例控除が新設されました

市区町村や県などの地方公共団体へ寄附（ふるさと納税）をした場合の、特例控除が新設されました。

特例控除額（限度額：住民税所得割額の10%）

= {地方公共団体に対する寄附金（限度額：総所得金額等の30%）－5千円} × (90%－所得税の限界税率)

※所得税の限界税率とは、寄附をされた方に適用される税率で、所得に応じて5%・10%・20%・23%・33%・40%となります。

地方公共団体へ40,000円（総所得金額等の30%を超えない額）を寄附した場合は、5,000円を超える分について、基本控除と特例控除の合計額が所得税と合わせて控除されます。

①寄附金：40,000円 ②寄附金控除対象：40,000円－5,000円＝35,000円

③控除額は、

住民税の基本控除	住民税の特例控除	所得税の税額軽減
35,000円×10%＝3,500円	35,000円×(90%－5%から40%※)	35,000円×(5%から40%※)

※寄附者に適用される所得税の限界税率

(3) この控除を受けるためには、税務署への確定申告が必要です

平成20年分以降の寄附が控除の対象となり、寄附を行った年分の所得税確定申告が必要です。

住民税の控除だけを受けようとする場合は、寄附先から発行された「受領証明書」など寄附を行ったことを証明できる書類を添付の上、寄附をした年の翌年1月1日現在の住民登録地へ「寄附金税額控除申告書」を提出していただく必要があります。